

相続登記が義務化されます

相続した不動産、 移転登記せずにそのまま放置していませんか？

令和6年4月1日より「民法等の一部を改正する法律」が施行され、相続登記が義務化されます。
これにより、定められた期間内に所有権の

移転登記手続きをおこなわないと罰則規定が設けられることになります。

所有者不明の土地の発生予防のための制度

① 相続登記の申請義務化

② 住所等の変更登記の
申請義務化

令和6年4月1日施行

令和8年4月までに施行

！ “過去の相続”も義務化の対象となります！ ！

相続登記手続きを
放置していると…

- 不動産を売れない、担保設定ができない
- 権利関係が複雑になり余計な費用がかかる
- 認知症等で遺産分割が困難に
- 他の相続人の債権者による差し押さえも
- 登記に必要な書類が入手困難に

当社提携の司法書士への相談が可能です。
相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

近鉄の仲介  近鉄不動産 吉祥寺営業所  0120-756-688

<https://chukai.kintetsu-re.co.jp>


近鉄の仲介 吉祥寺

検索

国土交通大臣(11)第3123号

(一社)不動産流通経営協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1丁目13番11号 (メアリヒト吉祥寺ビル8階)

TEL:0422-22-0370 FAX:0422-22-0482  e-kichijoji@kintetsu-re.co.jp

●定休日:水曜日・木曜日 ●営業時間:午前9時30分～午後6時20分